

地震など、
自然災害のとき、
あなたは不安を
感じませんか？

災害時に地域の中で助け合う 災害時要援護者 避難支援制度

災害時要援護者支援制度とは？

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、重度の障がいがある人など、日常生活の中で手助けを必要とする人に対して、災害時などに地域の中で支援を行う制度です。

なぜ必要なのか？

「大地震が起こったり、台風や洪水で浸水したらどうしよう…」
「救助や支援はだれに頼むの…」
「そうした不安をなくし、みんなが安心して生活するために必要です。」



対象となる人は？

災害が起きたとき、必要な情報を得ることが難しく、自分を守るために、安全な場所に避難することや適切な避難行動をとることが困難な人です。

具体的には

- 次に掲げる人のうち、在宅の人を対象とします。
- ①介護保険における要介護・要支援の認定を受けた高齢者
 - ②一人暮らしの高齢者(65歳以上)
 - ③世帯全員が70歳以上の高齢者
 - ④家族と同居しているものの、日中は一人となる高齢者で、避難行動に不安がある人
 - ⑤身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級または2級と判定された人
 - ⑥療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA判定の人
 - ⑦精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級と判定された人
 - ⑧難病患者の人で、特定疾患重症認定者および小児慢性特定疾患の人
 - ⑨認知症の状態にあり、常時介護が必要と認められる人
 - ⑩けがや病気などにより、長期間、在宅で治療や静養が必要と認められる人
 - ⑪上記に準じた人で、支援が必要と思われる人

